

【第3章】大阪市国民健康保険事業の状況

国民健康保険運営の改正

平成27年5月、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、国保の財政基盤の強化を図ったうえで、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、資格管理や保険給付等の事業を担う市町村とともに国保を運営している。

● 財政基盤の強化 - 約3,400億円の財政支援（全国ベース）

- ・平成27年度～ 保険基盤安定制度（保険者支援分）の拡充 （保険料の軽減対象となる低所得者の数に応じた支援） 約1,700億円
- ・平成30年度～ 財政調整交付金の拡充 （都道府県間の所得格差等の調整機能の拡充） 約1,700億円
- 保険者努力支援制度の新設 （医療費適正化や市町村の収納対策等を評価して支援）

● 都道府県と市町村の役割分担

	改正前(～平成29年度)	改正後(平成30年度～)	
財政運営(※1)	市町村	都道府県	都道府県が「運営方針」を策定(※3)
保険料賦課(※2)・徴収	市町村	市町村	
資格管理	市町村	市町村	
保険給付	市町村	市町村	
保健事業	市町村	市町村	

※1 都道府県

- ・市町村ごとの「事業費納付金」及び「標準保険料率」の決定
- ・医療給付に必要な費用の全額を市町村に支払う

※2 各市町村

- ・都道府県が示す市町村ごとの「事業費納付金」を納めるために必要な「標準保険料率」を参考に、保険料率を決定（大阪府内市町村は府内統一保険料率に）

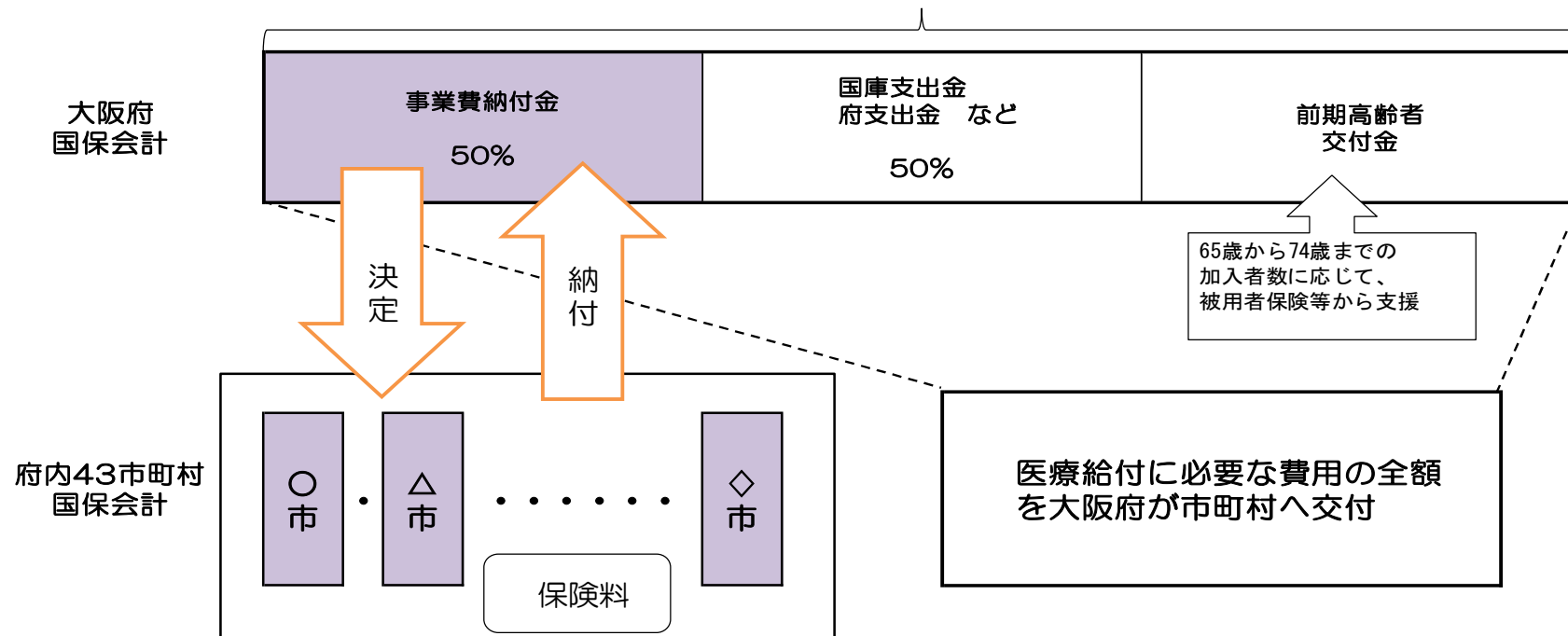
※3 大阪府国保運営方針

- ・国民健康保険の安定的な財政運営、並びに国保事業の広域化・効率化を推進するための「統一的な方針」として、府国保運営協議会への諮問等を経て大阪府が策定。

国民健康保険の財政スキーム

《例：医療分》

府内43市町村の「窓口負担(2割～3割)を除いた医療給付費」
(医療費や診療報酬改定等で増減)



※国民健康保険事業費納付金

- ・市町村ごとの「被保険者数」・「世帯数」・「所得水準」に応じて按分
- ・収納率は市町村ごとの実際の収納率を勘案して算出
- ・市町村ごとの医療費水準は考慮しない

国民健康保険に加入されている世帯は、医療分保険料とは別に、後期高齢者医療制度に対する現役世代からの支援金となる後期高齢者支援金分保険料と、40歳から64歳までの方がおられる世帯のみ、介護保険制度に納めるための介護分保険料をご負担いただく。

大阪府の「国保運営方針」における保険料の考え方

令和6年度に以下のとおりの府内統一保険料率とし、府内のどこにお住まいでも、
「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」へ

①保険料・税の区分・・・・・・・・保険料

※令和4年度時点では、府内43市町村のうち、41市町村が「保険料」、
2市町村が「保険税」として賦課。

②賦課方式及び賦課割合・・・・・・・・○医療分・後期高齢者支援金分：3方式

平等割：均等割：所得割 = 22：33：45

※全国平均の所得水準との比較により所得割を算出し、平等割と均等割は
所得割以外の部分を4：6の割合で按分し算出する。

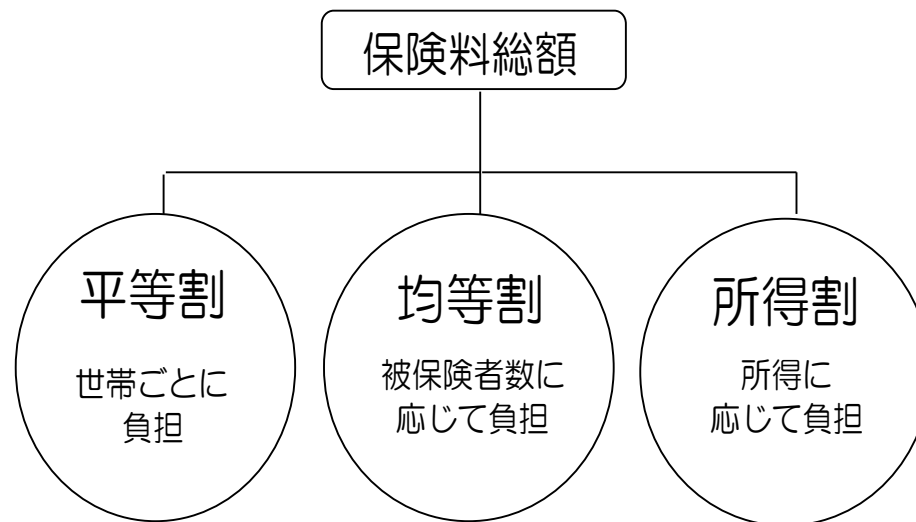
○介護分：2方式

均等割：所得割 = 55：45

③賦課限度額・・・・・・・・国保施行令改正の翌年度に反映

(令和4年度は医療分63万円・後期高齢者支援金分19万円・介護分17万円)

大阪市の賦課割合について



《医療分・後期高齢者支援金分》

	[大阪市] 令和4年度		[府基準]
平等割	22%	→	22%
均等割	32%		33%
所得割	46%		45%

《介護分》

	[大阪市] 令和4年度		[府基準]
平等割	2%	→	—
均等割	52%		55%
所得割	46%		45%

令和6年度の府内統一保険料率に向けてなだらかに移行

賦課割合の移行措置（令和6年度の府内統一保険料率に向けてなだらかに移行）

○医療分・後期高齢者支援金分の賦課割合の変更に伴う移行措置

- ・平等割から均等割へ毎年1%ずつ移行。
- ・所得割は全国比較による割合で毎年変動するため、現行の46%で固定し、最終年度で調整。

○介護分の平等割を廃止し、所得割と均等割の2方式とする移行措置

- ・平等割から均等割へ毎年5%ずつ移行。
- ・所得割は上記と同様に、現行の46%で固定し、最終年度で調整。

大阪市国民健康保険条例施行規則第2条の規定を踏まえ、**賦課割合を国民健康保険運営協議会において諮問**

医療分・後期高齢者支援金分

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
平等割	27	26	25	24	23	22	22
増減		▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	—
均等割	27	28	29	30	31	32	33
増減		1	1	1	1	1	1
所得割	46	46	46	46	46	46	45
増減		—	—	—	—	—	▲1
合計	100	100	100	100	100	100	100

介護分

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
平等割	27	22	17	12	7	2	—
増減		▲5	▲5	▲5	▲5	▲5	▲2
均等割	27	32	37	42	47	52	55
増減		5	5	5	5	5	3
所得割	46	46	46	46	46	46	45
増減		—	—	—	—	—	▲1
合計	100	100	100	100	100	100	100

※令和5年度保険料率の賦課割合については、次回運営協議会にて諮問させていただく。

大阪市の令和4年度保険料率

	平等割 (世帯当たり)	均等割 (被保険者当たり)	所得割料率(※)	賦課限度額
医療分	28,175円	27,488円	8.59%	63万円
後期高齢者 支援金分	9,191円	8,967円	2.87%	19万円
合計	37,366円	36,455円	11.46%	82万円
介護分 (40～64歳)	741円	16,739円	2.69%	17万円

大阪市国民健康保険条例
施行規則第2条の規定を
踏まえ、賦課限度額改定
の際は国民健康保険運営
協議会において諮問

(※) 所得割保険料=(前年中総所得金額等－43万円)×所得割料率

【参考】本市の賦課限度額改正経過（過去3年間）

	医療分保険料		後期高齢者支援金分保険料		介護分保険料		合計	
	国基準	大阪市基準	国基準	大阪市基準	国基準	大阪市基準	国基準	大阪市基準
2年度	63万円 (前年比+2万円)	61万円 (前年比+3万円)	19万円	19万円	17万円 (前年比+1万円)	16万円	99万円 (前年比+3万円)	96万円 (前年比+3万円)
3年度	63万円	63万円 (前年比+2万円)	19万円	19万円	17万円	17万円 (前年比+1万円)	99万円	99万円 (前年比+3万円)
4年度	65万円 (前年比+2万円)	63万円	20万円 (前年比+1万円)	19万円	17万円	17万円	102万円 (前年比+3万円)	99万円

※ 府内統一保険料率における賦課限度額は、保険料算定時期の関係から、国基準が改正された翌年度に改正内容を反映している。

令和5年度保険料率の賦課限度額の引き上げについては、次回運営協議会にて諮問させていただく。

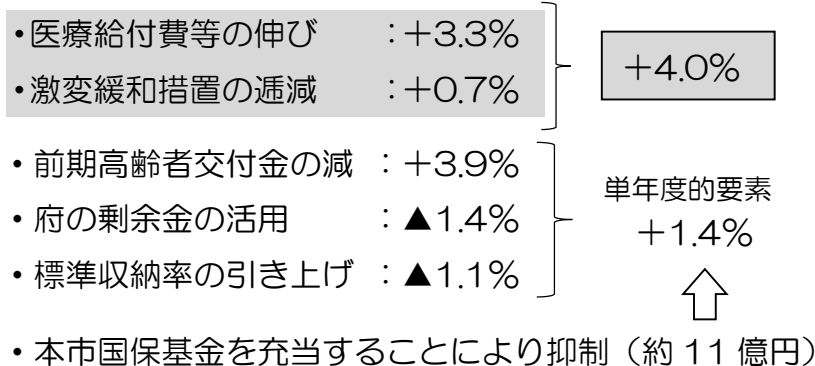
大阪市保険料率改定の考え方

1 保険料率改定の考え方（平成 30 年度以降）

平成 30 年度からの国保の都道府県単位化により、大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、「府内統一保険料率」となるよう改定する。（令和 5 年度まで 6 年間の経過措置あり）

2 令和 4 年度保険料改定の考え方

大阪府の算定では+5.4%の改定が必要となるが、このうち単年度的要素を本市国保基金により抑制（▲1.4%）し、医療給付費等の伸び（+3.3%）に任意繰入による激変緩和措置の逓減分（+0.7%）を加えた+4.0%の改定。



【一人当たり平均保険料（年間）】

令和 3 年度	令和 4 年度	増減額	伸び率
140,488 円	146,109 円	5,621 円	+4.0%

（月平均 468 円の増）

3 令和 5 年度保険料率の算定スケジュール

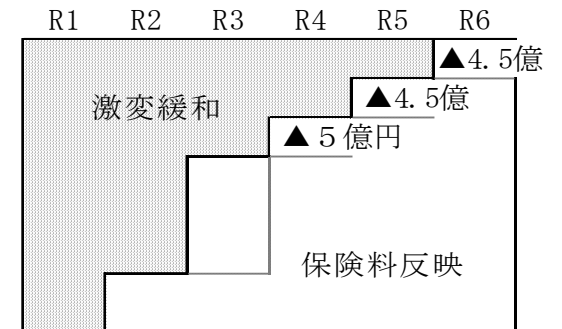
12 月末に国より保険料算定のための本係数等が提示され、令和 5 年 1 月上旬に府において令和 5 年度事業費納付金等を算定。

⇒これを受けて、本市令和 5 年度保険料率を算定。

（参考）任意繰入による激変緩和措置について

- 令和元年度保険料は府算定の結果、約 6% の改定幅となり、約 34 億円の任意繰入により 1 人当たり平均保険料を据置き。
- 令和 6 年度の府内統一保険料率に向け、激変緩和措置の段階的な解消が必要。

（令和 3 年度：約 14 億円→令和 4 年度：9 億円）



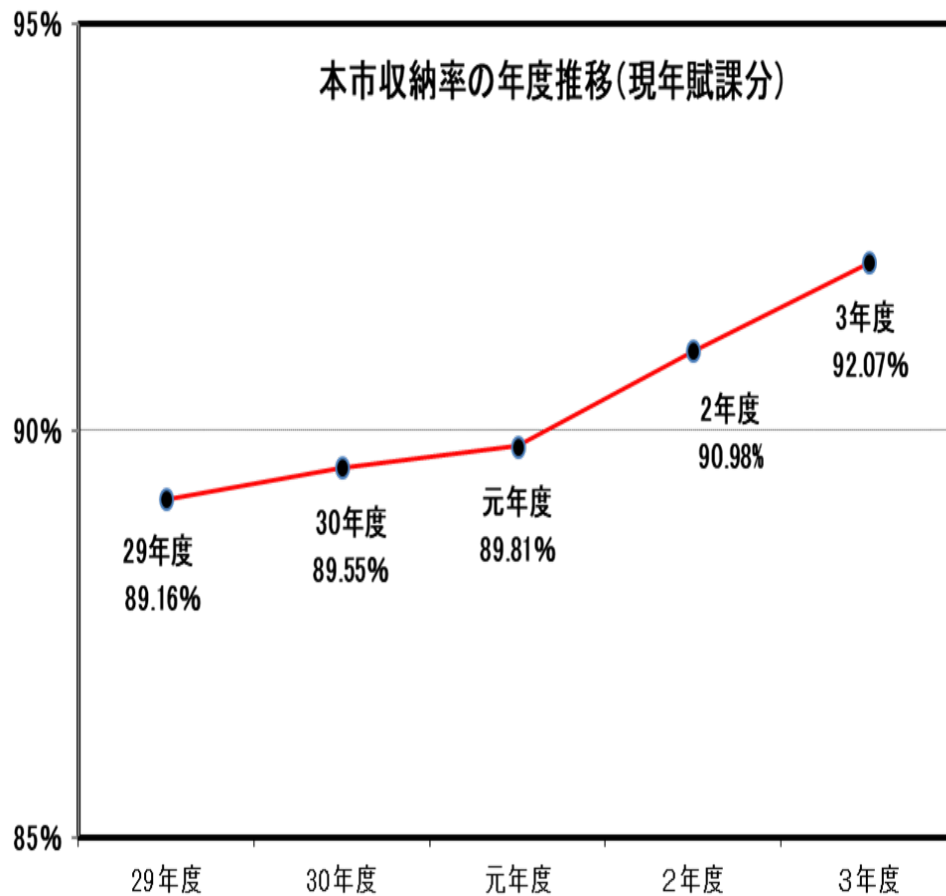
一般会計繰入金と累積収支の推移

- 本市では、保険料負担を軽減するために一般会計からの繰入を行っており、平成30年度からの都道府県単位化に伴い府基準繰入に合わせるよう整理した。
- なお、令和3年度に引き続き、令和4年度も、暫定的な措置として一般会計から約9億円を別途繰り入れて激変緩和措置を講じている。
- 令和3年度の単年度収支は、保険料収入の確保などにより約24億円の黒字となった。

年 度	一般会計繰入金（予算）		単年度収支 （▲赤字） （億円）	累積収支 （▲赤字） （億円）	備 考
	総額（億円）	1人当たり（円）			
平成19年度	481	45,109	▲ 5.5	▲385.7	累積収支不足額が過去最大
平成20年度	437	51,882	22.1	▲363.6	後期高齢者医療制度創設
平成29年度	424	62,600	90.3	16.2	国庫負担金過大交付分の返還金を含めると実質的な累積収支は▲26億円
平成30年度	357	55,323	6.4	22.5	国保の都道府県単位化に伴い、一般会計繰入金を府基準等に整理
令和元年度	370	60,085	16.7	39.2	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の急増が見込まれたため、一般会計からの繰入による激変緩和措置（約34億円）を講じた R2.3月に大阪市国民健康保険事業費納付金等準備基金を設置 累積収支のうち、基金積立額は22.5億円
令和2年度	355	58,246	30.8	70	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に引き続き、一般会計からの繰入による激変緩和措置（約26億円）を講じた 累積収支のうち、基金積立額は39.2億円
令和3年度	350	57,227	23.9	93.9	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に引き続き、一般会計からの繰入による激変緩和措置（約14億円）を講じた 累積収支のうち、基金積立額は70億円
令和4年度	338	57,200	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に引き続き、一般会計からの繰入による激変緩和措置（約9億円）を講じた 保険料改定における単年度の要素を本市国保基金により抑制（11億円）

保険料収納率の推移

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免に加えて、収納率向上に向けた各区の独自取り組みの継続実施や、市債権回収対策室による未収債権の回収等により、収納率は対前年度比 1.09 ポイント増の 92.07%となり、目標（90.46%）を達成した。



《これまでの取り組み》

平成 25 年度

- ・ 区長マネジメントによる収納率向上に向けた独自取り組みの実施
- ・ 口座振替納付の基本化、ペイジー口座振替受付サービスの導入
- ・ 市債権回収対策室における財産調査の対象世帯の拡充

26 年度

- ・ 国保収納業務の経験を有する職員や弁護士職員の雇用

27 年度

- ・ 不動産公売を前提とした納付交渉の強化

28 年度

- ・ Web 口座振替受付サービスの導入

29 年度

- ・ 弁護士名入りの催告文書や勤務先への照会文書の送付の拡充等

30 年度

- ・ 市債権回収対策室において給与調査予告を実施
- ・ キッシュレス決済アプリの導入

令和 2 年度

- ・ 市債権回収対策室の体制強化
- ・ キッシュレス決済アプリの取扱を拡充

保険料収納率向上に向けた取り組み（令和4年度）

- 令和4年度は、口座振替勧奨や滞納処分等の各区の独自取り組みを継続して実施するとともに、市債権回収対策室による財産調査・給与差押えの実施等により、さらなる収入確保に努めている。
- 引き続き、未収金残高（令和3年度末：約96億円）の削減へ向けた取り組みを徹底する。

●各区の地域特性に応じた創意工夫のある取り組み

- ペイジーを利用した口座振替勧奨
- 滞納処分等業務
- 資格等適正化 等

●民間事業者によるコールセンター業務

初期末納者に対する徹底した納付督促

●市債権回収対策室

税の徴収のノウハウの活用や、スケールメリットを活かした財産調査による未収の早期解消、給与の差押え等の実施

●国保収納業務の経験を有する職員

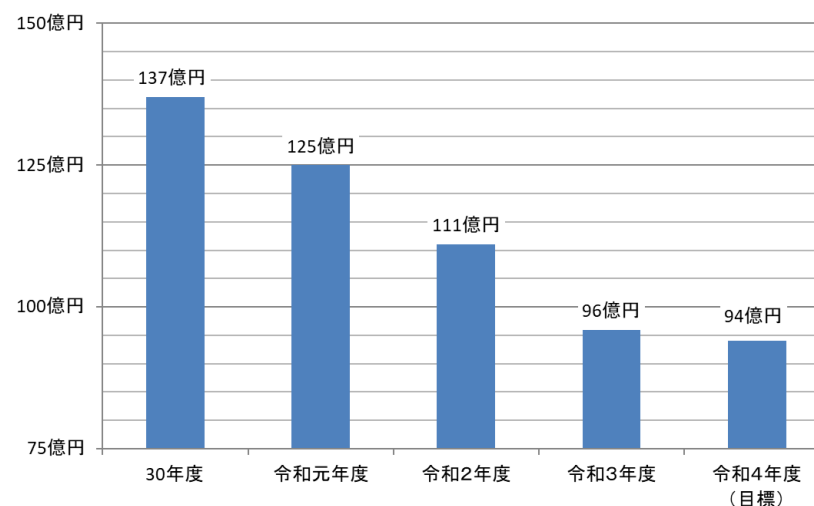
区職員に対する直接指導による滞納整理業務のスキルアップ・組織体制の強化

●弁護士職員

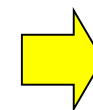
- 区職員に対する法令知識面でのバックアップ
- 弁護士名での文書送付等による自主納付の誘引
- 不動産公売等の実施による収入額の確保 等

（令和4年度大阪府が定める標準収納率：91.52%）

未収金残高の年度推移



「未収を発生させない」
「未収を累積させない」
取り組み



「未収金残高の削減」
を図る

(参考) 政令指定都市及び特別区(東京23区)の保険料(税)収納率

	令和元年度		令和2年度		対前年度 増▲減率 %	順位 位
	%	順位 位	%	順位 位		
札幌市	94.34	6	94.44	7	0.11	41
仙台市	94.65	3	96.16	2	1.52	11
さいたま市	92.27	14	92.64	18	0.37	38
千葉市	92.08	16	92.48	19	0.40	37
横浜市	94.94	2	95.74	3	0.80	26
川崎市	94.12	7	94.76	5	0.64	30
相模原市	90.92	21	92.11	20	1.19	15
新潟市	93.58	8	94.11	9	0.52	35
静岡市	93.47	9	94.17	8	0.70	29
浜松市	92.28	13	92.83	16	0.55	34
名古屋市	95.75	1	96.34	1	0.59	31
京都市	94.56	4	95.72	4	1.16	19
大阪市	89.81	25	90.98	25	1.18	18
堺市	94.35	5	94.58	6	0.23	39
神戸市	93.16	10	93.89	10	0.72	27
岡山市	91.81	17	92.99	14	1.18	17
広島市	92.37	12	92.95	15	0.58	32
北九州市	92.97	11	93.19	11	0.22	40
福岡市	91.17	19	91.66	22	0.49	36
熊本市	90.18	22	91.24	24	1.06	21
特別区(東京23区)	87.33	33	88.76	33	1.43	12
千代田区	91.23	18	92.78	17	1.54	10
中央区	87.12	34	88.48	35	1.37	13
港区	84.88	40	86.61	39	1.73	8
新宿区	82.32	44	82.17	44	▲0.15	42
文京区	90.99	20	93.15	13	2.16	4
台東区	85.65	38	86.23	40	0.57	33
墨田区	87.48	31	88.19	36	0.71	28
江東区	88.01	29	89.20	30	1.20	14
品川区	92.08	15	93.15	12	1.07	20
目黒区	89.81	24	91.78	21	1.97	5
大田区	88.77	28	89.61	28	0.84	24
世田谷区	87.67	30	89.55	29	1.88	6
渋谷区	83.98	42	84.84	43	0.86	23
中野区	84.53	41	85.37	42	0.84	25
杉並区	86.29	36	88.72	34	2.43	3
豊島区	83.91	43	86.87	37	2.96	2
北区	85.96	37	85.60	41	▲0.35	43
荒川区	89.31	27	88.93	32	▲0.38	44
板橋区	86.66	35	89.84	27	3.18	1
練馬区	89.85	23	91.53	23	1.68	9
足立区	87.36	32	89.11	31	1.75	7
葛飾区	85.59	39	86.77	38	1.19	16
江戸川区	89.47	26	90.42	26	0.95	22
平均	91.29	-	92.25	-	0.96	-

※厚生労働省「令和2年度 国民健康保険(市町村)の財政状況について」より
 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出

医療給付費の適正化に向けた取り組み（令和4年度）

●レセプト(診療報酬明細書) 点検事業

医療機関から提出されるレセプトについて、専門的な知識を持つ民間業者に委託し、請求点数の算定方法及びその内容の点検、縦覧点検などを実施。(前年度点検件数：約940万件)

●療養費支給申請書点検事業（柔道整復施術に係る療養費）

整骨院などで受けた施術に係る療養費について、専門的な知識を持つ民間業者に委託し、申請書の点検や、被保険者及び施術所への照会などを実施。(前年度点検件数：約6万件)

●海外療養費、海外出産における出産育児一時金の点検

海外渡航中にやむを得ず日本国外の医療機関等で治療・出産し申請があった場合、大阪府国民健康保険団体連合会に委託し、申請書の確認や現地の公的機関、医療機関に事実内容の確認を実施。

●医療費通知

被保険者の医療費に対する意識啓発の観点から、医療費の個別通知を年6回実施。(前年度送付件数：約175万件)

●後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及、啓発

- ・先発医薬品を服用している被保険者に向け、後発医薬品に切替えた場合の自己負担額の差額を年3回通知することで、被保険者の自己負担の軽減につなげる。(100円以上の差額のある方に通知 前年度送付件数：約12万件)
- ・後発医薬品希望カードや広報により、後発医薬品の普及啓発を図る。

●重複・頻回受診者健康教育啓発

- ・重複・頻回受診者に対して健康教育用リーフレットを年2回送付し、適正受診について啓発を行う。(前年度送付件数：約2,100件)
- ・重複・頻回受診者、重複・多剤服薬者を選定し、保健師・薬剤師により訪問による教育指導を実施。(前年度対象者：約100人)

●お薬手帳の周知

- ・大阪市ホームページに掲載
- ・パンフレット等広報物に掲載
- ・各種封筒の空きスペースに掲載

特定健康診査・特定保健指導

●特定健康診査

- 40歳以上の方を対象に無料で実施。
個別健診：大阪府内約4,500か所
（内大阪市内1,600か所）の医療機関
集団健診：市内24区の保健福祉センター・小学校等
（年間約300回実施）
- 平成25年度から、人工透析の原因となる慢性腎臓病の重症化予防のための腎機能検査（血清クレアチニン、血清尿酸）を追加及び詳細な健診（貧血検査、心電図検査、眼底検査）の自己負担の無料化。
- 令和3年度実施率 22.8%（前年度：20.6%）

●実施率向上に向けた取組み＜令和4年度＞

- ◎個別通知（受診券、個別票）を全対象者へA4封筒（無料で受診できる旨記載）にて送付
- ◎電話による勧奨（平成25年度から開始）
（特定健診）40歳～73歳の前年健診未受診者（約7万件）
（特定保健指導）全ての対象者（約5千件）
- ◎AIを活用した受診勧奨通知の送付（令和2年度から開始）
対象者：不定期受診者及び前年度加入者。（約19万件）
- ◎区役所（保険年金業務主管・保健業務主管）・福祉局の取組み
 - 受診啓発（区独自の啓発ビラおよびポスターの掲示など）
 - 未受診者対策（未受診者への個別勧奨ビラの送付など）
 - 集団健診における、がん検診との同時実施や休日の実施および周知の強化（地域での回覧およびポスターの掲示など）
 - 特定保健指導中断者への利用継続勧奨

●特定保健指導

- 特定健康診査の結果を基に、生活習慣の改善が必要とされる対象者に、「動機付け支援」「積極的支援」の特定保健指導を実施。
- 平成25年度から、「動機付け支援」該当者に、よりきめ細かな支援を行うため、取組み状況の確認などの中間支援を追加。
- 令和3年度実施率 12.4%（前年度：6.6%）

●その他の保健指導

- 特定健康診査の結果をもとに、各区保健師が、血圧・血糖ハイリスク者及び腎機能低下者に電話・訪問・面接などにより、医療機

◎特定保健指導利用の円滑導入の取組み

- 特定健診の結果説明と同時に特定保健指導を開始（一日人間ドック・個別健診取扱医療機関）
- 集団健診会場で当日の結果から初回特定保健指導の開始（平成30年度から）

◎各区等の先駆的な取組みについて、情報を共有化

- ◎大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業（おおさか健活マイレージ「アスマイル」）への参画（府内全域実施：令和元年10月～）
スマホアプリを活用し、府民の健康づくり活動（ウォーキング、がん検診・特定健診の受診等）に対し、ポイント付与し特典を還元することで自発的な行動を促進する。

【大阪市国民健康保険 保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画における目標実施率 令和4年度：特定健診29%、特定保健指導9.6%】

【参考】令和3年度 政令指定都市特定健康診査・特定保健指導実施状況（法定報告値）

特定健康診査					特定保健指導				
指定都市	対象者数	受診者数	実施率	順位	指定都市	対象者数	終了者数	実施率	順位
仙台市	129,988	58,954	45.4%	1	福岡市	5,863	1,720	29.3%	1
新潟市	113,982	42,132	37.0%	2	さいたま市	5,389	1,543	28.6%	2
さいたま市	154,924	54,008	34.9%	3	静岡市	2,903	756	26.0%	3
北九州市	130,932	44,805	34.2%	4	広島市	4,048	945	23.3%	4
浜松市	109,892	35,533	32.3%	5	京都市	4,558	916	20.1%	5
静岡市	100,565	32,497	32.3%	6	北九州市	5,427	1,046	19.3%	6
岡山市	87,063	28,059	32.2%	7	神戸市	7,194	1,306	18.2%	7
千葉市	124,566	39,379	31.6%	8	千葉市	4,338	676	15.6%	8
神戸市	211,570	64,958	30.7%	9	新潟市	4,310	617	14.3%	9
名古屋市	297,298	90,910	30.6%	10	浜松市	3,865	548	14.2%	10
熊本市	98,917	28,457	28.8%	11	相模原市	3,219	431	13.4%	11
堺市	118,138	32,876	27.8%	12	熊本市	3,566	448	12.6%	12
川崎市	162,396	43,779	27.0%	13	大阪市	10,652	1,320	12.4%	13
福岡市	185,296	49,869	26.9%	14	札幌市	6,037	716	11.9%	14
相模原市	100,800	26,562	26.4%	15	横浜市	13,638	1,156	8.5%	15
広島市	144,075	35,733	24.8%	16	岡山市	3,762	309	8.2%	16
横浜市	460,928	113,945	24.7%	17	仙台市	6,685	529	7.9%	17
大阪市	366,125	83,501	22.8%	18	名古屋市	10,684	680	6.4%	18
京都市	191,976	41,884	21.8%	19	堺市	3,882	242	6.2%	19
札幌市	245,406	46,286	18.9%	20	川崎市	5,576	245	4.4%	20
合計	3,534,837	994,127	28.1%		合計	115,596	16,149	14.0%	

その他の保健事業

●1 日人間ドック

- ・30歳以上の被保険者を対象に、健康保持及びがん・心疾患等の早期発見を目的とした検査を実施（費用：自己負担あり）
- ・令和3年度受診者数：25,140人（前年度：21,967人）

<実施内容>

検査内容：血液、尿、血圧、心肺機能、眼系、聴力、胃部エックス線、腹部超音波、便潜血等
自己負担額：30歳代：14,000円、40～74歳：10,000円、40・45・55・65歳：無料

●糖尿病性腎症重症化予防事業

<対象者>

令和3年度特定健康診査受診者のうち、次のいずれかに該当する者で、直近3か月間で糖尿病の治療をしていない者

HbA1c 6.5以上かつ尿蛋白+以上

HbA1c 6.5以上かつeGFR15以上60未満

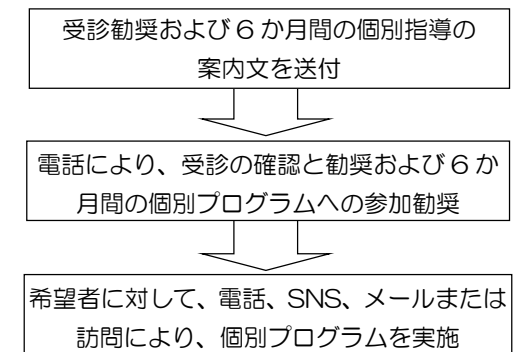
空腹時血糖 126mg/dl以上かつ尿蛋白+以上

空腹時血糖 126mg/dl以上かつeGFR15以上60未満

（令和4年度対象者：約460人）

<事業内容>

糖尿病性腎症の重症化の恐れがあるにもかかわらず、治療に結びついていない被保険者を対象に、専門知識をもつ看護師や管理栄養士等の人材を有する民間事業者に委託し、医療機関への受診勧奨及び、6か月間の個別プログラムによるきめ細かな保健指導を実施。



- ・平成26年度に大阪府医師会の協力を得て本事業の検討会議を立ち上げ
- ・平成27年度から事業対象者の基準設定や効果的なプログラム、評価指標にかかる議論を踏まえて事業を実施
- ・平成29年度から評価検討会議を設置（事業の実績評価および目標の設定等、今後の事業のあり方の検討や課題を整理）